

6 年金・手当などについて

(1) 年金

年金の障害程度の認定基準は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の認定基準とは異なります。

●障害基礎年金

【支給要件】

- ・20歳以上で、国民年金法に定める障害を有し、次のいずれかに該当する人
- ・20歳前から障害者となった人（本人所得制限あり）
- ・国民年金加入期間中に障害者になった人（加入期間の2/3以上の保険料納付期間（保険料免除期間を含む）があること）

【年金額】（令和6年4月現在）

- ・1級（年額）1,020,000円、2級（年額）816,000円
- ・昭和31年4月1日以前生まれの方
1級（年額）1,017,125円、2級（年額）813,700円
※子の加算額 2人目まで（1人につき）年額234,800円
3人目以降（1人につき）年額 78,300円

●障害厚生年金

【支給要件】

厚生年金保険加入期間に初めて医師の診療を受けた傷病による障害を有している場合です。（ただし、障害基礎年金の支給要件を満たしていることが条件です。）

【年金額】（令和6年4月現在）

- ・1級 報酬比例の年金額×1.25+配偶者の加給年金額（234,800円）
- ・2級 報酬比例の年金額+配偶者の加給年金額（234,800円）
- ・3級 報酬比例の年金額（最低保証額） 612,000円
昭和31年4月1日以前生まれの方 610,300円

※1級及び2級と認定された人には、国民年金の障害基礎年金も併せて支払われます。

●障害手当金

【支給要件】

障害の程度が比較的軽く、障害厚生年金の対象としては該当しない場合でも、一定の基準以上の障害であれば手当の対象となることがあります。

ただし、配偶者や子がいても加算はありません。

●特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設されました。

【支給要件】

- ・平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある人
- ・昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある人

【支給額】（令和6年4月現在）

- 1級相当に該当する人（月額）55,350円
- 2級相当に該当する人（月額）44,280円

(2) 手当

●特別障害者手当

著しい重度の障害を有するために、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の人に支給されます。

問い合わせ先

（手続き）
市町村役場
（10ページ参照）

（問い合わせ）
年金事務所
（14ページ参照）

申請に必要な書類

手当等の申請に必要な書類については、マイナンバーを利用した情報連携により、一部省略可能な書類もありますので、窓口にてご確認をお願いします。

6 年金・手当などについて

【障害程度】

- ・身体障害者手帳1級又は2級程度の障害が重複しており、条件を満たしている人
- ・特に重度の身体機能の障害があるため、日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められる人
- ・内部障害があり、安静度が絶対安静の人
- ・精神又は知的障害で日常生活能力の評価が極めて重度であると認められる人

【手当額】（月額）28,840円（令和6年4月現在）

【支給方法】 2月、5月、8月、11月の4回 口座振込

【支給の制限】

- ・障害者支援施設、特別養護老人ホームなどの施設に入所している場合
- ・病院・診療所に3か月を超えて入院している場合
- ・受給資格者又は配偶者もしくは扶養義務者に前年の所得が一定額以上ある場合

【申請に必要な書類】

- ・認定請求書 ・戸籍謄（抄）本 ・診断書（所定様式、重度の手帳所持者は診断書を省略できる場合があります。） ・所得状況届 ・銀行口座番号
 - ・マイナンバーの確認ができる書類 ・身元確認ができる書類
- ※手当は、認定になった場合、申請の翌月から支給されます。

●障害児福祉手当

日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の人に支給します。

【障害程度】

- ・身体障害者手帳1級程度の障害がある人及び2級程度の障害がある一部の人
- ・療育手帳A1（最重度）又はA2（重度）の人のうち、条件を満たしている人
- ・精神の障害であって、上記と同程度以上と認められる人

【手当額】（月額）15,690円（令和6年4月現在）

【支給方法】 2月、5月、8月、11月の4回 口座振込

【支給の制限】

- ・児童福祉施設などに入所している場合
- ・障害を事由とする年金を受給している場合
- ・受給資格者又は配偶者もしくは扶養義務者に前年の所得が一定額以上ある場合

【申請に必要な書類】

- ・認定請求書 ・戸籍謄（抄）本 ・診断書（所定様式、重度の手帳所持者は診断書を省略できる場合があります。） ・所得状況届 ・銀行口座番号
 - ・マイナンバーの確認ができる書類 ・身元確認ができる書類
- ※手当は、認定になった場合、申請の翌月から支給されます。

●特別児童扶養手当

障害のある20歳未満の児童を自宅で養育している保護者に支給します。

【障害程度】

- ・身体障害者手帳1～3級程度の障害がある人または4級程度の障害がある一部の人
 - ・療育手帳A1（最重度）、A2（重度）の障害がある人
 - ・精神の障害（発達障害を含む。）であって、上記と同程度以上と認められる程度の人
- ※療育手帳B1（中度）、B2（軽度）の人でも精神の障害（発達障害を含む。）がある場合は対象となることがあります。

【手当額】（令和6年4月現在）（月額） 1級 55,350円 2級 36,860円

【支給方法】 4月、8月、11月の3回 口座振込

【支給の制限】

- ・施設等に入所している場合
- ・受給資格者又は配偶者もしくは扶養義務者に前年の所得が一定額以上ある場合

【申請に必要な書類】

- ・認定請求書 ・戸籍謄（抄）本 ・特別児童扶養手当振込先口座申出書
- ・診断書（身体障害者手帳1級からおおむね3級（内部障害及び視野狭窄を除く。）

問い合わせ先

（手続き）
市町村役場
（10ページ参照）

（手続き）
市町村役場
（10ページ参照）

（問い合わせ）
高知県障害福祉課
TEL：088-823-9663

6 年金・手当などについて

または療育手帳A1、A2を所持している場合は診断書を省略することができます。
ただし、交付後1年以内のものに限ります。）

- ・マイナンバーの確認ができる書類
- ・身元確認ができる書類

●高知県重度心身障害児療育手当

障害のある18歳未満の児童を自宅で養育している保護者に支給します。

【障害程度】

- ・特別児童扶養手当の1級相当の障害がある人

【手当額】（月額）7,300円（令和6年4月現在）

【支給方法】 3月、7月、11月の3回 口座振込

【支給の制限】

- ・障害児福祉手当の受給資格者
- ・児童福祉施設などに入所している場合

※所得による制限はありません。

【申請に必要な書類】

- ・申請書
- ・預金通帳
- ・福祉事務所（市にお住まいの人）または福祉保健所（町村にお住まいの人）の発行する障害児福祉手当不支給証明書
- ・障害の状態がわかるもの（療育手帳または身体障害者手帳の写し）

※手当は、認定になった場合、市町村が申請を受け付けた翌月から支給されます。

●児童扶養手当

以下に定める18歳未満※の児童と生活している父又は母などに支給します。

- ・父母が離婚した児童
- ・父又は母が死亡した児童
- ・父又は母の身体又は精神に重い障害のある児童
- ・父又は母の生死が明らかでない児童
- など

※重い障害のある児童の場合は、支給期間が20歳まで延長される場合があります。

【手当額】（令和6年4月現在）

- ・児童1人の場合（月額）45,500円
（一部支給制限者 10,740円～45,490円）

【支給方法】 1月、3月、5月、7月、9月、11月の6回 口座振込

【支給の制限】

- ・施設等に入所している場合
- ・公的年金を受給している場合
- ・児童を養育している父又は母、もしくは養育者又は同居している扶養義務者の前年度の所得が一定額以上ある場合

【申請に必要な書類】

- ・認定請求書
 - ・戸籍謄（抄）本
 - ・マイナンバーの確認ができる書類
 - ・身元確認ができる書類
- 《父又は母に重い障害のある場合》
- ・障害状態がわかる診断書（障害の状態により、診断書の省略ができる場合があります。）
- 《支給期間を延長する場合》
- ・児童の障害状態がわかる診断書（障害の状態により、診断書の省略ができる場合があります。）

問い合わせ先

（手続き）
市町村役場
（10ページ参照）

（問い合わせ）
高知県障害福祉課
TEL：088-823-9663

（手続き）
市町村役場
（10ページ参照）

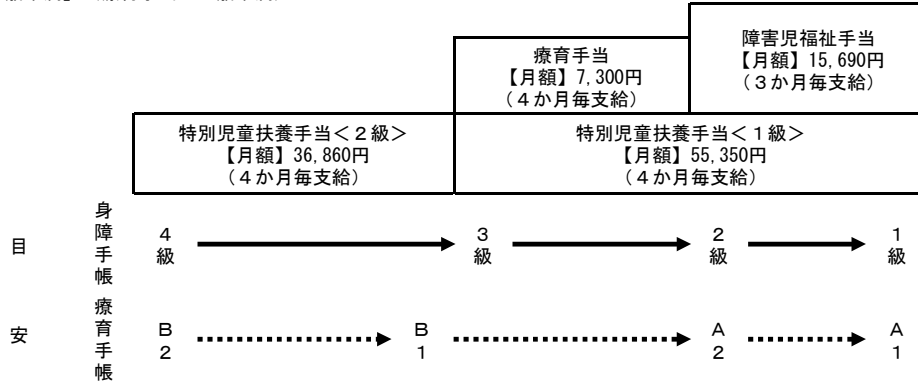
（問い合わせ）
高知県子ども家庭課
TEL：088-823-9654

6 年金・手当などについて

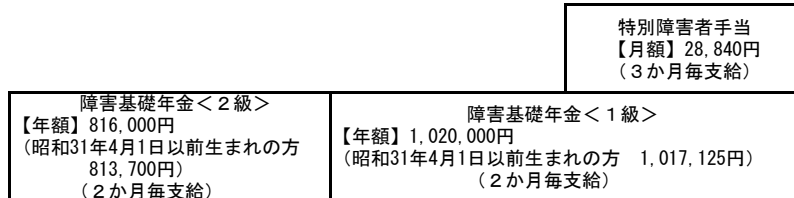
●各種手当相関図

※この相関図は目安であり、異なる場合があります。詳細は市町村窓口にお問い合わせください。

【20歳未満】（療育手当：18歳未満）



【20歳以上】



●年金・各種手当供給一覧

	①障基	②児扶	③特児	④特障	⑤障児	⑥療育
①障害基礎年金	○	○	×	○	×	×
②児童扶養手当	○	○	○	—	○	○
③特別児童扶養手当	×	○	—	—	○	○
④特別障害者手当	○	—	—	—	—	—
⑤障害児福祉手当	×	○	○	—	—	×
⑥療育手当	×	○	○	—	×	—

「○」：併給できる、「×」：併給できない、「—」：年齢等により併給できない

(3) 産科医療補償制度（令和6年4月現在）

●制度の概要

分娩に関連して発症した重度脳性まひのお子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的としています。

◆補償

補償金は、一時金と分割金をあわせ総額3,000万円が支払われます。

◆原因分析・再発防止

- ・医学的観点から原因分析を行い、報告書を保護者と分娩機関へ送付します。
- ・原因分析された複数の事例をもとに再発防止に関する報告書を作成し、分娩機関や関係学会、行政機関等に提供します。

●補償対象（お子様の誕生日によって、補償対象の範囲が異なります）

○平成27年1月1日から令和3年12月31日までに出生した場合と令和4年1月1日以降に出生した場合で、在胎週数や出生体重の基準、および在胎週数28週以上の「所定の要件」が異なります。

問い合わせ先

（問い合わせ）
産科医療補償制度専用
コールセンター
TEL:0120-330-637
受付時間 9:00~17:00
(土日祝日・年末年始除く)

6 年金・手当などについて

◆平成27年1月1日から令和3年12月31日までに出生したお子様。

次の基準をすべて満たす場合、補償の対象となります。

1. 在胎週数32週以上で出生体重1,400g以上、または在胎週数28週以上で所定の要件
2. 先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ
3. 身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ

◆令和4年1月1日以降に出生したお子様。

次の基準をすべて満たす場合、補償の対象となります。

1. 在胎週数28週以上
2. 先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ
3. 身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ

●申請期間

申請できる期間は、お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。

(例) 令和2年1月1日生まれのお子様は、令和7年1月1日が申請期限となります。

※ただし、極めて重症であって、医師が診断可能と判断する場合は、生後6ヶ月から申請可能です。

●その他

- ・生後6ヶ月未満で亡くなられた場合は、補償の対象となりません。
- ・先天性や新生児期の要因に該当する疾患等が重度の運動障害の主な原因であることが明らかでない場合は、補償の対象となります。
- ・補償対象の認定は、制度専用の診断書および診断基準によって行います。身体障害者手帳の認定基準で認定するものではありません。

(4) 心身障害者扶養共済制度

●制度の概要

この制度は、障害のある人の保護者の連帯と相互扶助の精神に基づき、障害のある人の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、保護者が抱く不安の軽減を図る目的で生まれました。

保護者が生存中に一定額の掛金を納めることにより、その保護者に万一（死亡又は重度障害）のことがあったとき、障害のある人に終身にわたって一定額の年金を支給する制度です。

●加入資格

【加入できる人（保護者）】

障害児（者）の保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹等）であって、次の要件を満たしている方。ただし、加入限度は、障害児（者）1人につき2口までです。

- ① 県内に住んでいること
- ② 年齢が65歳未満であること（4月1日現在の年齢を適用します）
- ③ 病気や障害がなく、生命保険に加入できる程度の健康状態であること

【障害児（者）とは】

将来、自立生活することが困難と認められ、かつ、次のいずれかに該当している人。

- ① 身体障害児（者）（身体障害者手帳（1級～3級）を持っている人）
- ② 知的障害児（者）
- ③ 精神又は身体に上記①②と同程度の障害を有する人（手帳等を有していない場合は、医師の診断書により上記①②と同程度と認められる障害であること。）

問い合わせ先

(手続き)

市町村役場
(10ページ参照)

(問い合わせ)
高知県障害福祉課
TEL : 088-823-9634

6 年金・手当などについて

●掛金（月額）

掛金の額（月額）は、次のとおりです（2口加入の人は、1口目の掛金と2口目の掛金の合計額となります）。

加入時の年齢区分	平成20年3月31日以前に加入された方		平成20年4月1日以降に加入された方	
	1口目	2口目	1口目	2口目
35歳未満	2,800円	2,800円	4,650円	4,650円
35歳以上40歳未満	3,450円	3,450円	5,700円	5,700円
40歳以上45歳未満	4,350円	4,350円	7,150円	7,150円
45歳以上50歳未満	4,350円	5,300円	7,150円	8,650円
50歳以上55歳未満	4,640円	5,800円	7,520円	9,400円
55歳以上60歳未満	5,120円	6,400円	8,280円	10,350円
60歳以上65歳未満	5,800円	7,250円	9,320円	11,650円

【掛金の減額】

次のような人は、申請により掛金を減額することができます。

- ① 生活保護世帯に属する人
- ② 市町村民税非課税世帯に属する人
- ③ 市町村民税均等割世帯に属する人

【掛金の免除】

20年以上継続加入し、かつ年齢が65歳以上に達している人※は、掛金が免除されます。

（ただし、昭和61年3月31日以前に45歳未満で加入した人は、1口目については25年以上継続加入しており、かつ年齢が65歳以上に達している人※）

※4月1日時点で満65歳である年度の加入応当日の前日までの期間

【支給月額及び支給方法】

加入者が亡くなったとき又は重度障害者となったときは、その月から毎月、障害児（者）本人、又は年金管理者に支給されます。（口座振込）

- ・1口加入している場合（月額）20,000円
- ・2口加入している場合（月額）40,000円

【弔慰金】

対象障害児（者）が亡くなったときは、弔慰金として、加入期間に応じて、1口につき50,000円～250,000円が支給されます。（加入期間1年以上）

【脱退一時金】

加入者が脱退、又は口数の減少を申し出た場合は、加入者に脱退一時金として、加入期間に応じて、1口につき75,000円～250,000円が支給されます。（加入期間5年以上）

【申請手続】

加入に必要な書類は次のとおりです。（加入申し込みの窓口は、保護者の住んでいる市町村役場です。） ※申し込みの際には、印鑑をご持参ください。

- ・加入申込書
- ・申込者告知書（保護者の健康状態を調査する書類）
- ・障害証明書（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し）
- ・保護者と対象障害児（者）の住民票
- ・必要に応じて掛金減額申請書、年金管理者指定届（年金管理者の住民票を添付）

【その他】

扶養共済制度に係る掛金は、所得控除（小規模企業共済等掛金控除）が受けられます。また、弔慰金や障害児（者）の受け取る年金は、所得税及び地方税ともに非課税です。

（5）生活福祉資金の貸し付け

低所得世帯や障害者世帯又は高齢者世帯を対象に、必要な資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立や生活意欲を高め、安定した暮らしを支援するための制度です。

（貸付条件一覧は、次ページです。）

問い合わせ先

各市町村社会福祉協議会
（12ページ参照）

生活福祉資金貸付条件一覧

1. 生活福祉資金

(※制度の改正等により、内容が変わる場合があります。)

資金の種類		貸付限度額・目安額 (単位:円)	据置期間	償還期間	金利	連帯保証人
総合支援資金	生活支援費 (生活再建までの間に必要な生活費)	月20万円以内(単身世帯:月15万円以内)で、申込者の過去の世帯収入額及び諸事情をお聞きしたうえで個別に算定 <貸付期間は原則3ヶ月(最長12ヶ月)>	最終貸付日から6か月以内	据置期間経過後 10年以内	* 連帯保証人を立てる場合は無利子 * 連帯保証人を立てない場合は年1.5%	原則連帯保証人が必要。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。
	住宅入居費 (敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用)	40万円以内	貸付の日(生活支援費とあわせて貸付けている場合には、生活支援費の最終貸付日)から6か月以内			
	一時生活再建費 (生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難であるもの) (例)就職支度費、技能習得費、家賃の安い住宅への転居費用など生活再建に必要な経費	60万円以内				
	貸付対象	失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯であって、次のいずれの条件にも該当する世帯 ①低所得世帯であって、失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること。 ②借入申込者の本人確認が可能であること。 ③現に住居を有していること又は生活困窮者自立支援法第2条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金の支給の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること。 ④実施主体が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めること、償還を見込めること。 ⑤失業等給付、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと。				
福祉資金	生業を営むために必要な経費	460万円	貸付の日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6か月以内	据置期間経過後 20年以内	* 連帯保証人を立てる場合は無利子 * 連帯保証人を立てない場合は年1.5%	原則連帯保証人を立てるものとする。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。 *ただし、技能習得については教育支援費に同じ
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 【6か月程度】130万円 【1年程度】220万円 【2年程度】400万円 【3年以内】580万円		据置期間経過後 8年以内		
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円		据置期間経過後 7年以内		
	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円		据置期間経過後 8年以内		
	障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円		据置期間経過後 8年以内		
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円		据置期間経過後 10年以内		
	福祉費 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないときは170万円 (1年を超え1年6か月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円)		据置期間経過後 5年以内		
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円 (1年を超え1年6か月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円)		据置期間経過後 5年以内		
	災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	150万円		据置期間経過後 7年以内		
	冠婚葬祭に必要な経費	50万円		据置期間経過後 3年以内		
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円		据置期間経過後 3年以内		
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円		据置期間経過後 3年以内		
	その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円		据置期間経過後 3年以内		
緊急小口資金 (緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用)	10万円以内	貸付の日から2か月以内	据置期間経過後 12か月以内	無利子	連帯保証人を必要としない	
教育支援資金	教育支援費	【高等学校】 月額35,000円以内 【高等専門学校】 月額60,000円以内 【短期大学】 月額60,000円以内 【大学】 月額65,000円以内	卒業後6か月以内	据置期間経過後 20年以内	無利子	生計中心者が連帯債務を負担する連帯借受人として加わらなければならない。この場合は原則として連帯保証人は必要としない
	就学支度費	50万円以内				
不動産担保型生活資金		不動産の評価額に基づき貸付限度額が決定する。(土地の評価額の70%程度)	契約の終了後3か月以内	据置期間終了時	年3%又は銀行の長期プライムレートのいずれか低い利率	推定相続人の中から1名連帯保証人を立てる
要保護世帯向け不動産担保型生活資金						連帯保証人を必要としない